

令和8年度

## 「白河市要介護者移動支援事業」のご案内

白河市では、通院等の外出のために介護保険外の介護タクシーを利用しなければならない要介護者に対し、低額で乗降介助サービスを提供し外出を支援します。

### 1. 事業概要

#### ■目的

介護保険外の介護タクシーを利用しなければならない要介護者の負担の軽減を図ることで、通院等生活に必要な外出を支援することにより、要介護者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とします。

#### ■事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 2. 対象となる方と利用できる目的・行き先

#### ■対象となる方

市内にお住まいで、以下のすべてに該当する方

- 白河市の介護保険被保険者または生活保護法により2号被保険者に準じた扱いを受ける方
- 要介護1～5の認定を受けている方
- 身体的な理由により一般のタクシーを利用することが困難な方
- 訪問介護事業所の事情により介護保険サービスの通院等乗降介助が利用できない方

#### ■目的と行き先

- 病院・医院の受診
- 金融機関での手続き（金融機関以外でのATM利用は除く）
- 市役所（本庁・各庁舎）での手続き

※趣味・娯楽・買い物など、上記以外の目的での利用は  
自費サービスを利用してください



### 3. サービスの内容と利用者負担

#### ■サービス内容

介護資格を持つドライバーがタクシーの乗降介助を行います。

#### ■利用者負担

1回あたり **200円**（利用の都度お支払いいただきます）。

#### ■キャンセル料

当日キャンセルや連絡なしのキャンセルの場合、キャンセル料（委託単価相当額）を全額自己負担いただく場合があります。

## 4. 利用の手順

- ① **利用申請**：市へ申請書（第1号様式）を提出してください。  
本人の申請が難しい場合は、ご家族や担当ケアマネジャーによる代理申請も可能です。
- ② **審査・決定**：市が審査し、利用が決定した方には「利用決定通知書」をお送りします。  
原則として、各月15日までの申請により翌月1日からの利用許可となります。
- ③ **予 約**： 利用希望日の前日正午（土日など休日を挟む場合は休前日の正午）までに、  
**介護タクシー孫の手（TEL0248-22-1234）**  
へ利用予約してください。調整を行い予約を確定します。
- ④ **利 用**：当日は予約時間にタクシーが配車されますので、降車時に利用者負担金をお支払い下さい。（※別途、**タクシー事業者が定める運賃が発生します。**）

※本事業は民間のタクシー事業者へ委託して実施します。車両台数や配車枠には限りがあるため、ご希望通りの利用ができない場合もあることをあらかじめご了承ください。

## 5. 令和8年4月からの利用開始について

通常の利用の手順は上記4のとおりですが、令和8年4月からの利用開始については申請受付開始から利用開始までに期間が短いことから、3月末まで受け付けます。ただし、市での「利用決定」が前提となることから、4月上旬に利用を希望する場合は早めの手続きをお願いします。

**令和8年3月17日（火）より申請受付を開始します。**  
**下記リンクから様式（Excel ファイル）のアップロードで申請可能です。**

<https://logoform.jp/f/bDAQH>

### 【ケアマネジャーの皆さまへ】

- 利用者の利便性向上のため、代理申請等のご協力をお願いします。
- 本事業は介護保険法に基づく「通院等乗降介助」サービスの提供が困難なケースを補完するものです。原則として介護保険サービスの活用を優先してください。
- 受託事業者の負担軽減のため、必要性のない方の“とりあえず”の申請はご遠慮ください。

利用者の申請情報は、同意に基づき市から受託事業者へ共有され、円滑なサービス提供に活用されます。

【お問い合わせ・申請先】白河市役所 高齢福祉課 介護給付係 TEL0248-28-5518